

ワンストップ特例申請の提出書類および申請後の流れ

■ 提出書類 ①

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第五十五号の五様式）
- 添付書類（『ワンストップ特例申請書の添付書類』用紙にコピーを貼ってお出ください。）

令和 5 年 1 月 1 0 日 必着

添付書類の説明

A. マイナンバーカードのある人

・マイナンバーカード 1 枚で結構です。『ワンストップ特例申請書の添付書類』の「①」の箇所に貼ってお出ください。

B. マイナンバーカードのない人

・通知カードまたは個人番号付住民票 と「**顔写真**」のある証明書 1 点

組合せ例：通知カードと**自動車運転免許証** / 通知カードと**パスポート** など

⇒『ワンストップ特例申請書の添付書類』の「②と③」の箇所に貼ってお出ください。

・通知カードまたは個人番号付住民票 と「**顔写真**」のない証明書 2 点

組合せ例：通知カードと健康保険証と年金手帳通知カード / 通知カードと健康保険証と児童扶養手当証書など

⇒『ワンストップ特例申請書の添付書類』の「②と④」の箇所に貼ってお出ください。（はみ出しても構いません）

■ 提出書類 ②（上記①を提出後、住所が変更になった、もしくは姓が変更になった等の場合）

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（第五十五号の六様式）と添付書類【**令和 5 年 1 月 1 0 日 必着**】
- ※添付書類の記載内容は、必ず変更後の住所もしくは変更後の姓が記載されているものをご用意ください

■ 提出先および問合せ先（同封の返信用封筒をご利用ください。申し訳ありませんが、送料はご負担ください。）

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1 美濃加茂市役所 商工観光課 ふるさと納税係 宛

電話:0574-28-1141(直通) 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

■ 提出する際の注意点

※申込住所と添付書類の住所は同一ですか？

※申請の住所は寄附日の翌年 1 月 1 日にお住まいの住所になっていますか？

※ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 6 団体以上にワンストップ特例を申請した。
- ・ 医療費控除や住宅ローン控除の申請などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした。
（ワンストップ特例制度は、確定申告を行わない方専用の制度です。）
- ・ 寄附した翌年 1 月 1 日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなった（転居した）にもかかわらず、変更の届出がされていない。（提出書類②を必ずお出ください。）

★ワンストップ特例制度が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受けるためには、ご自身で確定申告を行う必要があります

■ 申請後の流れ

① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書の送付（随時送付）（美濃加茂市→寄附者）（寄附者にて保管ください）

※申請を受理した後は、**美濃加茂市が寄附者住所地の市区町村へ申請**を行います。

② 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の送付（美濃加茂市→寄附者住所地の市区町村）（翌年 1 月に送付）

③ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の内容審査（寄附者住所地の市区町村で実施）（翌年 2 月以降）

④ 寄附者の住民税から控除（翌年 6 月頃から月割りで控除）（控除の詳細については、寄附者住所地の市区町村に直接ご確認ください。）

寄附金控除に係る申告特例申請書類の記入注意事項

●提出日を記入し、太枠内の項目を全てご記入・ご確認ください。

※引越しなどで住民登録地が変更となった場合は別途申請書（第五十五号の六様式）の提出が必要です

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第

令和 年 月 日	整理番号
美濃加茂市長 殿	ふりがな
住所	氏名
	個人番号
電話番号	性別
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名	殿

受付団体名 岐阜県美濃加茂市

●個人番号（マイナンバー）を記入。
※性別・生年月日が無記入の方は記入してください

◆次の2項目とも該当する方がワンストップ特例申請の対象者です。いずれか一方でも該当しない場合は、ワンストップ特例申請ができないため、ご自身で確定申告をお願いします。

●確定申告（または住民税申告）をしない方が「し」チェック。

●寄附先の団体が1年間（1/1～12/31）で5団体以内の方が「し」チェック。
※寄附回数ではなく寄附先の数

*次の方（確定申告する方）は、チェックできません。

- ・確定申告を行う自営業者の方
- ・医療費控除等で確定申告する方
- ・住宅ローン控除で確定申告する方